



令和2年度開成町定期監査報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により令和2年度開成町一般会計、各特別会計及び企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査をしたのでその結果を報告する。

1 監査の期日

令和3年6月29日から令和3年8月4日まで（8日間）

2 監査の方法

令和2年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、予算執行、契約締結及び補助金交付決定等の各関係書類、並びに企業会計決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表及び決算付属資料を基に、各所属からの説明を徴し、予算執行等の適正について監査した。

3 監査の結果

令和2年度開成町一般会計、特別会計及び企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、収入事務、契約・支出事務に次の記載の改善・是正すべき事項があったが、概ね適正に執行されていたと認められる。

(1) 一般会計

ア 収入

基金繰入金について、繰入時期が遅延していたものがあつた。繰入は適切な時期に実施するよう留意されたい。

イ 契約・支出事務

町立小学校（2校）及び町立幼稚園（1園）の給食調理業務はそれぞれ3社に委託しており、令和2年度の給食提供予定日数は小学校で186日、幼稚園で149日であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小学校・幼稚園を臨時休業としたことにより、令和2年4月から6月上旬までの約2ヶ月間、小学校で41日間、幼稚園で35日間、給食を提供しない措置をとつた。

この措置により、令和2年度の給食提供実績は小学校で164日、幼稚園で130日となり、年間給食提供日数は小学校で22日、幼稚園で19日減少した。

この措置をとることは、受託者に支払う令和2年度の委託料に大きな影響を与えることから、このような場合には契約約款に基づき、協議をすることが適当である。

しかし、協議の経過を示す書類、報告書及び協議書が存在せず、協議は行われていなかったと判断せざるを得ない。また、年間委託料についても契約書に定められた金額を変更することなく支出されていた。

以上のことから、協議を行わなかった原因や理由を明確にしたうえで、あらためて各受託者との協議を実施し、両者が納得できる令和2年度の委託料を確定するなど、必要な措置をとられたい。

(2) 特別会計

特段の指摘事項はない。

(3) 企業会計

特段の指摘事項はない。

4 前回の監査結果の要望・指摘事項について

(1) コンビニ交付サービス事業の今後の展開に対する要望

町が発行する各種証明書をコンビニで交付する事業の効果的・効率的な事業展開については、マイナンバーカードの普及に伴い、その利用は年々増加しており、費用対効果の視点を踏まえ、発行する証明書の種類を増やすなど、利用者の利便性の向上を目指し、中期的な課題として検討を継続することとした。

(2) 補助金交付事務の適正化に対する指摘事項

ア 補助対象者からの実績報告書の提出が遅延していた事例については、補助対象者に対して定められた期限内の提出を促すよう周知徹底を図った。

イ 補助事業の効果や補助金の使途の適正についての検査が多数の補助事業で行われていなかった。このことについては、実績報告書の内容を十分精査することとした。

ウ 実績報告書に基づき補助金額を確定する規定がないことについては、開成町補助金等交付規則に補助金額を確定する規定を新たに定める改正を行った。

令和3年8月4日

開成町長 府川 裕一 様

開成町監査委員 田中 章

開成町監査委員 下山 千津子